(別紙)

もうかる誇れる産地づくり調査事業業務(会津・アスパラガス)委託仕様書(案)

本業務委託仕様書は、「もうかる誇れる産地づくり調査事業業務(会津・アスパラガス)」を委託するに当たり、その業務等を円滑に進めるため、必要な事項を定めるものである。

1 目的

会津地方の中山間地の農業においては、高齢化と担い手不足により、作付面積、農家 戸数及び出荷量の減少が続いている。農家所得の確保のためには、市場ニーズを的確に 把握し、生産から流通・販売に至る取組の連携強化を図りながら販売力を強化し、地域 の農業所得確保に向けた戦略を検討の上、計画を策定・実践することが必要である。

そこで、産地の農産物ブランド力強化推進に向けて、計画の策定・実践を進める上で 必要な産地分析・市場調査等を行う。

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日(金)まで

3 委託業務の内容

(1)「選ばれるアスパラガス」基礎調査(マーケット調査/消費者動向等調査)

ア アスパラガス購入時の重視点

消費者がアスパラガスを購入する理由を調査するとともに、消費者や事業者は、価格、鮮度、産地、商品の見た目(色、つや、形、穂先の開きなど)、食感、商品の規格、安全性に関する情報、生産者情報、ブランド・商品名、栽培方法、売り場の告知物などの広告、包装・容器などについて、どのような項目を重視してアスパラガスを購入しているか等を調査する。

イ 認知度

消費者や事業者は、「会津産アスパラガス」を認知しているか、また認知している場合はどのようにして知ったのか(媒体等は何か)、会津アスパラガスの産地の情報(魅力)をどのように認識しているか等を調査する。

ウ付加価値

鮮度情報、糖度情報、調理方法、GAP、GI、地域団体商標、機能性成分の表示、 記念日の制定、広告宣伝等が購買にどれくらい影響するかを調査し、どのような取組 をどのように発信することが最も効果的かを提案する。

エ 産地への意識向上

過去の調査結果より、外食産業や消費者の多くはアスパラガスを購入する際に産地を把握していない、または重視していないとの結果が得られていることから、どうすれば事業者及び消費者はアスパラガスの産地を認知、意識するかを調査し、購買意欲向上につながる有効な産地側の取組を提案する。

(2)「極上アスパラ」ブランディング調査(マーケット調査/消費者動向等調査/生産・ 販売戦略の検討)

贈答用ギフト等の高価格帯を設定した「極上アスパラ」を想定し、求められる太さ、糖度、規格、包装デザイン、用途、顧客層、価格帯等について調査し、どのような宣伝広告の手法により、どのように「極上アスパラ」をブランディングすることが最も効果的かを提案する。

(3) 産地戦略に資する調査(生産・販売戦略の検討)

ア 夏どりアスパラガスの販売戦略

夏どりアスパラガスへの現状の評価(色、硬さ等)や流通実態を踏まえて、9月下旬までの単価の維持、及び販売促進に向けた有効な取組を調査し、効果的なアイディアを具体的に提案する。なお、規格や販売方法などの面(例えば、硬い下の部分がない短い規格「全部食べられるアスパラ」、効果的な食べ方の提案・情報発信など)からのアプローチを検討する。

イ アスパラガスの加工品

他産地におけるアスパラガスを効果的に活用した加工品を調査するとともに、選果場から排出されるアスパラガスの切り下等の規格外品を有効活用した加工品を調査する。

また、これまでの会津産アスパラガス加工品の取組実績や評価、他産地の事例、加工業者等へのヒアリング等を踏まえ、会津産アスパラガス加工品の産地の認知度向上への有効性を調査する。

(4)機能性成分等の予備調査(生産・流通・販売の現状分析/生産・販売戦略の検討)

会津産アスパラガスの機能性成分(ポリフェノール、ルチン、ビタミン C等)及び糖度等の分析調査を実施する。分析調査に供するアスパラガス試料は、福島県が指定した5月上旬から9月下旬の時期別に収穫されたものとする(2規格、3 反復を想定)。なお、試料は福島県を通じて入手し、受託者が福島県の指定する団体より購入するものとする。

(5) 産地分析(生産・流通・販売の現状分析)

喜多方市旧小川村及び旧木幡村におけるアスパラガスの産地分析及び経営調査を行う(10件程度)。また、アスパラガス経営のモデル策定に資するため、喜多方市で優良な経営を行っている大規模栽培者及び新規栽培者の経営調査を併せて行う(5件程度)。

産地分析にあたっては、受託者が、福島県及び関係機関及び関係団体(以下「関係者」という。)と連携の上、調査項目の設定、アンケートの配布・回収、聞き取り等を実施し、調査分析を行う。

(6)中間報告の実施

令和5年8月頃に会津地方で開催する関係者で構成する産地ワーキンググループに て、調査・分析結果の中間報告を行う。

(7) 結果とりまとめ及び考察(生産・販売戦略の検討)

令和5年11月頃までに(1)から(5)の調査・分析結果をとりまとめ、関係者へ報告するとともに、それらの結果に基づき、今後、産地にとって必要となる取組等に対する考察を行う。

(8)調査方法等

(1)から(3)については、以下のアからウの調査や過去の文献調査等を踏まえながら、各調査の目的に沿って最大限の効果が得られる調査規模や手法を提案して実施すること。

ア 事業者調査

福島県が指定する卸売業者(既存取引先)11 社程度、及びその11 社程度と取引のある仲卸売業者、量販店、業務(飲食店等)の実需者10社以上を対象とし、ヒアリング調査及びアンケート調査を実施する。

イ 会津産アスパラガスの消費者調査

首都圏及び福島県の会津産アスパラガスを販売している量販店等の消費者計 100 人以上を対象としたアンケート調査を実施する。

ウ 一般的な消費者調査

(会津産アスパラガスに限らず)アスパラガス喫食経験のある消費者 1000 人以上を対象として、インターネット等によるアンケート調査を実施する。

4 成果品

- (1) 実績報告書(正本1部、副本4部、電子データ(保存媒体は任意)1部)
- (2) その他、福島県が必要とする資料

5 契約締結後の提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の号に掲げる書類を福島県の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 契約締結後速やかに提出するもの
 - ア 着手届 (様式第1号)
 - イ 主任担当者届 (様式第2号)
 - ウ 実施工程表(任意様式)
 - エ その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務終了後速やかに提出するもの
 - ア 完了届 (様式第3号)
 - イ 実績報告書(様式第4号)

6 事業実施に当たっての留意事項

(1) 疑義に関する協議等

受託者は、本業務の期間において、福島県との間で随時打合せを行った上で業務を実

施するものとする。また、本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について、疑義が生じたときは、両者が協議のうえ定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。

(2) 著作権

本委託業務により制作される成果物の著作権は福島県に譲渡するものとし、成果品の 構成素材(写真やイラスト等)については、福島県が二次的著作物を作成し、利用する ことができるものとする。

(3) 再委託の制限

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ福島県の承認を受けた場合は、業務の一部を委託できるものとする。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。

(4) 個人情報の取扱い

個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。

(5)情報の保護(守秘義務)

本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。